

北陸信越運輸局報



明日の交通・環境を創造します。

平成29年 9月 1日（金曜日） 第521号

<http://www.tb.mlit.go.jp/hokushin/>

目 次

公 示	△「準特定地域における適正と考えられる車両数について」の一部改正について	・・・P 1
	△準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の需給状況の判断結果について	・・・P 6
	△「期間限定減車対象地域の指定及び基準車両数からの減休車率について」の一部改正について	・・・P 13
	△一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金変更認可申請について	・・・P 16
	△旅客自動車運送事業者が旅客自動車運送事業の用に供する事業用自動車を用いて貨物自動車運送事業を行う場合及び貨物自動車運送事業者が貨物自動車運送事業の用に供する事業用自動車を用いて旅客自動車運送事業を行う場合における許可の取扱い及び運行管理者の選任について	・・・P 17
許認可等	△自動車分解整備事業の認証	・・・P 29
	△指定自動車整備事業の指定	・・・P 29
	△旅客不定期航路事業の許可	・・・P 30
広報資料	△第61回船員労働安全衛生月間	・・・P 30

○ 公 示

（自動車交通部）

■ 公示第29号

「準特定地域における適正と考えられる車両数について」の一部改正について

「準特定地域における適正と考えられる車両数について」（平成27年8月19日付け公示第35号）を別紙のとおり一部改正する。

平成29年8月22日

北陸信越運輸局長 江角 直樹

別紙 準特定地域における適正と考えられる車両数について

新	旧
公 示 公示第 3 5 号 準特定地域における適正と考えられる車両数について 特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成 2 1 年法律第 6 4 号）における準特定地域の適正と考えられる車両数（以下「適正車両数」という。）を算定したので下記のとおり公示する。 なお、適正車両数の算定基礎数値は、別紙のとおりである。 平成 2 7 年 8 月 1 9 日 北陸信越運輸局長 江角 直樹 記 別添のとおりとする。 附 則 この公示は、平成 2 7 年 8 月 1 9 日から適用する。 附 則（平成 2 8 年 7 月 1 5 日付け公示第 2 4 号で一部改正） この公示は、平成 2 8 年 7 月 1 5 日から適用する。	公 示 公示第 3 5 号 準特定地域における適正と考えられる車両数について 特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成 2 1 年法律第 6 4 号）における準特定地域の適正と考えられる車両数（以下「適正車両数」という。）を算定したので下記のとおり公示する。 なお、適正車両数の算定基礎数値は、別紙のとおりである。 平成 2 7 年 8 月 1 9 日 北陸信越運輸局長 江角 直樹 記 別添のとおりとする。 附 則 この公示は、平成 2 7 年 8 月 1 9 日から適用する。 附 則（平成 2 8 年 7 月 1 5 日付け公示第 2 4 号で一部改正） この公示は、平成 2 8 年 7 月 1 5 日から適用する。

附 則（平成２８年８月１日付け公示第３２号で一部改正）
この公示は、平成２８年８月１日から適用する。

附 則（平成２９年８月２２日付け公示第２９号で一部改正）
この公示は、平成２９年８月２２日から適用する。

(別添)

準特定地域における適正車両数

都道府県	営業区域 (交通圏)	適正車両数(両)		平成28年度末 車両数(両)	平成28年度末車両数 と適正車両数(上限) との乖離率(%)
		上限	下限		
新潟	長岡交通圏	330	293	329	-0.3
	上越交通圏	149	133	158	5.7
	三条市 A	70	62	95	26.3
	柏崎市 A	81	72	90	10.0
	新発田市 A	55	49	57	3.5
長野	松本交通圏	421	374	525	19.8
	上田市 A	75	67	90	16.7
	飯田市 A	140	124	170	17.6
富山	高岡・氷見交通圏	184	164	238	22.7
	砺波市 B、南砺市	31	28	43	27.9
石川	南加賀交通圏	200	178	258	22.5

附 則（平成２８年８月１日付け公示第３２号で一部改正）
この公示は、平成２８年８月１日から適用する。

(別添)

準特定地域における適正車両数

都道府県	営業区域 (交通圏)	適正車両数(両)		平成27年度末 車両数(両)	平成27年度末車両数 と適正車両数(上限) との乖離率(%)
		上限	下限		
新潟	長岡交通圏	351	312	342	-2.6
	上越交通圏	150	133	160	6.3
	三条市 A	73	65	100	27.0
	柏崎市 A	84	75	90	6.7
	新発田市 A	58	51	57	-1.8
長野	松本交通圏	446	397	528	15.5
	上田市 A	75	67	90	16.7
	飯田市 A	139	124	173	19.7
富山	高岡・氷見交通圏	197	175	242	18.6
	砺波市 B、南砺市	33	30	45	26.7
石川	南加賀交通圏	210	187	271	22.5

※上記「平成28年度末車両数」は、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（以下「タクシー特措法」という。）第2条第9項に定める事業用自動車（一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーに限る。）を除く。）の数である。

(別紙)

1. 算定方法

輸送需要量 ÷ (平均総走行キロ × 平成13年度実車率 ÷ 平均延実働車両数) ÷ 365 ÷ 実働率

2. 適正車両数の算定基礎数値

【一般タクシー】

都道府県	営業区域 (交通圏)	輸送需要量の算定		適正車両数の算定				
		平成28年度 総実車キロ	需要量 *1	平均総走行キロ *2	平成13年度 実車率	平均延実働 車両数*2	実働率	
							上限 値*3	下限 値*3
新潟	長岡交通圏	5,134,411	5,470,232	12,722,808	0.45	100,997	0.80	0.90
	上越交通圏	2,971,234	2,815,288	7,202,832	0.48	53,198	0.80	0.90
	三条市 A	1,083,705	1,061,777	3,066,089	0.45	26,520	0.80	0.90
	柏崎市 A	1,440,636	1,488,917	3,343,874	0.48	25,773	0.80	0.90
	新発田市 A	972,069	929,854	2,542,844	0.45	20,030	0.80	0.90
長野	松本交通圏	6,509,592	6,079,890	17,461,680	0.45	160,012	0.80	0.90
	上田市 A	1,440,077	1,399,319	3,270,003	0.48	24,617	0.80	0.90
	飯田市 A	2,106,279	2,023,494	5,671,404	0.43	49,184	0.80	0.90
富山	高岡・氷見交通圏	2,938,556	2,936,333	6,942,108	0.47	60,465	0.80	0.90
	砺波市 B、南砺市	403,362	374,240	1,127,151	0.46	13,014	0.80	0.90

※上記「平成27年度末車両数」は、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（以下「タクシー特措法」という。）第2条第9項に定める事業用自動車（一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーに限る。）を除く。）の数である。

(別紙)

1. 算定方法

輸送需要量 ÷ (平均総走行キロ × 平成13年度実車率 ÷ 平均延実働車両数) ÷ 365 ÷ 実働率

2. 適正車両数の算定基礎数値

【一般タクシー】

都道府県	営業区域 (交通圏)	輸送需要量の算定		適正車両数の算定				
		平成27年度 総実車キロ	需要量 *1	平均総走行キロ *2	平成13年度 実車率	平均延実働 車両数*2	実働率	
							上限 値*3	下限 値*3
新潟	長岡交通圏	6,021,653	5,734,534	13,121,399	0.45	106,065	0.80	0.90
	上越交通圏	2,989,659	2,859,309	7,400,120	0.48	54,105	0.80	0.90
	三条市 A	1,128,977	1,137,086	3,200,546	0.45	27,248	0.80	0.90
	柏崎市 A	1,637,813	1,539,066	3,482,347	0.48	27,223	0.80	0.90
	新発田市 A	1,011,141	970,757	2,650,804	0.45	20,943	0.80	0.90
長野	松本交通圏	6,767,115	6,430,213	18,169,423	0.45	167,494	0.80	0.90
	上田市 A	1,435,247	1,403,008	3,338,956	0.48	25,185	0.80	0.90
	飯田市 A	2,173,237	2,030,556	5,921,216	0.43	51,151	0.80	0.90
富山	高岡・氷見交通圏	3,154,340	3,117,748	7,173,518	0.47	63,191	0.80	0.90
	砺波市 B、南砺市	448,530	415,387	1,201,276	0.46	13,312	0.80	0.90

石川	南加賀交通 圏	3,252,164	3,192,662	9,130,837	0.43	71,806	0.80	0.90		石川	南加賀交通 圏	3,354,498	3,296,500	9,431,647	0.43	75,710	0.80	0.90	
※「平成13年度実車率」の数値は、小数点第3位で四捨五入して記載しているため、必ずしも計算結果は一致しないことがある。 *1 需要量は、平成24年度から平成28年度における総実車キロを基に最小二乗法により算定 *2「平均総走行キロ」及び「平均延実働車両数」は、平成24年度から平成28年度における総走行キロ及び延実働車両数の平均値 *3 実働率の「上限値」は80%、「下限値」は90%の数値										※「平成13年度実車率」の数値は、小数点第3位で四捨五入して記載しているため、必ずしも計算結果は一致しないことがある。 *1 需要量は、平成23年度から平成27年度における総実車キロを基に最小二乗法により算定 *2「平均総走行キロ」及び「平均延実働車両数」は、平成23年度から平成27年度における総走行キロ及び延実働車両数の平均値 *3 実働率の「上限値」は80%、「下限値」は90%の数値									

(自動車交通部)

■ 公示第 3 0 号

準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の需給状況の
判断結果について

平成 2 6 年 1 月 2 7 日付け公示「準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化の推進のために監督上必要となる措置等の実施について」に基づき、一般乗用旅客自動車運送事業の需給状況の判断結果を下記のとおり定めたので公示する。

なお、需給状況の判断結果の算定基礎数値は、別紙のとおりである。

平成 2 9 年 8 月 2 2 日

北陸信越運輸局長 江角 直樹

記

平成 29 年度における需給状況の判断結果

都道府県	営業区域名 (交通圏)	必要車両数 (両)	平成 28 年度末 車両数 (両)	増加可能車両数 (両)
新潟県	長岡交通圏	2 9 3	3 2 9	▲ 3 6
	上越交通圏	1 3 3	1 5 8	▲ 2 5
	三条市 A	6 2	9 5	▲ 3 3
	柏崎市 A	7 2	9 0	▲ 1 8
	新発田市 A	4 9	5 7	▲ 8
長野県	松本交通圏	3 7 4	5 2 5	▲ 1 5 1
	上田市 A	6 7	9 0	▲ 2 3
	飯田市 A	1 2 4	1 7 0	▲ 4 6
富山県	高岡・氷見交通圏	1 6 4	2 3 8	▲ 7 4
	砺波市 B、南砺市	2 8	4 3	▲ 1 5
石川県	南加賀交通圏	1 7 8	2 5 8	▲ 8 0

※上記「平成 28 年度末車両数」は、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第 2 条第 9 項に定める事業用自動車（個人タクシーを除く。）の数である。

附 則

本公示は、平成 29 年度の準特定地域における法人タクシー（一般乗用旅客自動車運送事業（1 人 1 車制個人タクシーを除く。））の新規許可申請、条件解除の承認申請、営業区域の設定に係る事業計画変更認可申請、増車に係る事業計画変更認可申請、休車の解除に係る事業計画変更認可申請及び個人タクシーの新規許可申請について適用する。

(別紙)

1. 新潟県

(1)長岡交通圏

1. 輸送需要量の算定(過去5年間による総実車キロを基に最小二乗法により算定。以下、同じ。)

平成24年度 総実車キロ	平成25年度 総実車キロ	平成26年度 総実車キロ	平成27年度 総実車キロ	平成28年度 総実車キロ	輸送需要量
5,479,852	5,373,833	5,406,006	6,021,653	5,134,411	5,470,232

2. 必要車両数の算定

必要車両数 $A \div (B \times C \div D) \div E \div F$	輸送需要量 A	総走行キロ (前5年間平均) B	平成13年度 実車率 C	延べ実働車両数 (前5年間平均) D	E	実働率 F
293	5,470,232	12,722,808	0.45	100,997	365	0.90

(2)上越交通圏

1. 輸送需要量の算定

平成24年度 総実車キロ	平成25年度 総実車キロ	平成26年度 総実車キロ	平成27年度 総実車キロ	平成28年度 総実車キロ	輸送需要量
3,364,338	3,270,122	3,081,095	2,989,659	2,971,234	2,815,288

2. 必要車両数の算定

必要車両数 $A \div (B \times C \div D) \div E \div F$	輸送需要量 A	総走行キロ (前5年間平均) B	平成13年度 実車率 C	延べ実働車両数 (前5年間平均) D	E	実働率 F
133	2,815,288	7,202,832	0.48	53,198	365	0.90

(3)三条市A

1. 輸送需要量の算定

平成24年度 総実車キロ	平成25年度 総実車キロ	平成26年度 総実車キロ	平成27年度 総実車キロ	平成28年度 総実車キロ	輸送需要量
1,253,426	1,231,200	1,274,072	1,128,977	1,083,705	1,061,777

2. 必要車両数の算定

必要車両数 $A \div (B \times C \div D) \div E \div F$	需要量 A	総走行キロ (前5年間平均) B	平成13年度 実車率 C	延べ実働車両数 (前5年間平均) D	E	実働率 F
62	1,061,777	3,066,089	0.45	26,520	365	0.90

(4) 柏崎市A

1. 輸送需要量の算定

平成24年度 総実車キロ	平成25年度 総実車キロ	平成26年度 総実車キロ	平成27年度 総実車キロ	平成28年度 総実車キロ	輸送需要量
1,591,576	1,529,385	1,535,353	1,637,813	1,440,636	1,488,917

2. 必要車両数の算定

必要車両数 $A \div (B \times C \div D) \div E \div F$	需要量 A	総走行キロ (前5年間平均) B	平成13年度 実車率 C	延べ実働車両数 (前5年間平均) D	E	実働率 F
72	1,488,917	3,343,874	0.48	25,773	365	0.90

(5) 新発田市A

1. 輸送需要量の算定

平成24年度 総実車キロ	平成25年度 総実車キロ	平成26年度 総実車キロ	平成27年度 総実車キロ	平成28年度 総実車キロ	輸送需要量
1,144,792	1,076,733	1,061,091	1,011,141	972,069	929,854

2. 必要車両数の算定

必要車両数 $A \div (B \times C \div D) \div E \div F$	需要量 A	総走行キロ (前5年間平均) B	平成13年度 実車率 C	延べ実働車両数 (前5年間平均) D	E	実働率 F
49	929,854	2,542,844	0.45	20,030	365	0.90

※「実車率」の数値は、小数点第3位で四捨五入して記載しているため、必ずしも計算結果は一致しないことがある。

2. 長野県

(1) 松本交通圏

1. 輸送需要量の算定(過去5年間による総実車キロを基に最小二乗法により算定。以下、同じ。)

平成24年度 総実車キロ	平成25年度 総実車キロ	平成26年度 総実車キロ	平成27年度 総実車キロ	平成28年度 総実車キロ	輸送需要量
7,850,152	7,444,604	6,865,898	6,767,115	6,509,592	6,079,890

2. 必要車両数の算定

必要車両数 $A \div (B \times C \div D) \div E \div F$	輸送需要量 A	総走行キロ (前5年間平均) B	平成13年度 実車率 C	延べ実働車両数 (前5年間平均) D	E	実働率 F
374	6,079,890	17,461,680	0.45	160,012	365	0.90

(2) 上田市A

1. 輸送需要量の算定

平成24年度 総実車キロ	平成25年度 総実車キロ	平成26年度 総実車キロ	平成27年度 総実車キロ	平成28年度 総実車キロ	輸送需要量
1,536,401	1,500,646	1,471,292	1,435,247	1,440,077	1,399,319

2. 必要車両数の算定

必要車両数 $A \div (B \times C \div D) \div E \div F$	輸送需要量 A	総走行キロ (前5年間平均) B	平成13年度 実車率 C	延べ実働車両数 (前5年間平均) D	E	実働率 F
67	1,399,319	3,270,003	0.48	24,617	365	0.90

(3) 飯田市A

1. 輸送需要量の算定

平成24年度 総実車キロ	平成25年度 総実車キロ	平成26年度 総実車キロ	平成27年度 総実車キロ	平成28年度 総実車キロ	輸送需要量
2,409,196	2,276,330	2,215,819	2,173,237	2,106,279	2,023,494

2. 必要車両数の算定

必要車両数 $A \div (B \times C \div D) \div E \div F$	輸送需要量 A	総走行キロ (前5年間平均) B	平成13年度 実車率 C	延べ実働車両数 (前5年間平均) D	E	実働率 F
124	2,023,494	5,671,404	0.43	49,184	365	0.90

※「実車率」の数値は、小数点第3位で四捨五入して記載しているため、必ずしも計算結果は一致しないことがある。

3. 富山県

(1) 高岡・氷見交通圏

1. 輸送需要量の算定

平成24年度 総実車キロ	平成25年度 総実車キロ	平成26年度 総実車キロ	平成27年度 総実車キロ	平成28年度 総実車キロ	輸送需要量
3,339,071	3,199,643	3,319,552	3,154,340	2,938,556	2,936,333

2. 必要車両数の算定

必要車両数 $A \div (B \times C \div D) \div E \div F$	輸送需要量 A	総走行キロ (前5年間平均) B	平成13年度 実車率 C	延べ実働車両数 (前5年間平均) D	E	実働率 F
164	2,936,333	6,942,108	0.47	60,465	365	0.90

(2) 砺波市B、南砺市

1. 輸送需要量の算定

平成24年度 総実車キロ	平成25年度 総実車キロ	平成26年度 総実車キロ	平成27年度 総実車キロ	平成28年度 総実車キロ	輸送需要量
525,067	536,009	454,567	448,530	403,362	374,240

2. 必要車両数の算定

必要車両数 $A \div (B \times C \div D) \div E \div F$	輸送需要量 A	総走行キロ (前5年間平均) B	平成13年度 実車率 C	延べ実働車両数 (前5年間平均) D	E	実働率 F
28	374,240	1,127,151	0.46	13,014	365	0.90

※「実車率」の数値は、小数点第3位で四捨五入して記載しているため、必ずしも計算結果は一致しないことがある。

4. 石川県

(1) 南加賀交通圏

1. 輸送需要量の算定(過去5年間による総実車キロを基に最小二乗法により算定。)

平成24年度 総実車キロ	平成25年度 総実車キロ	平成26年度 総実車キロ	平成27年度 総実車キロ	平成28年度 総実車キロ	輸送需要量
3,558,178	3,645,692	3,507,609	3,354,498	3,252,164	3,192,662

2. 必要車両数の算定

必要車両数 $A \div (B \times C \div D) \div E \div F$	輸送需要量 A	総走行キロ (前5年間平均) B	平成13年度 実車率 C	延べ実働車両数 (前5年間平均) D	E	実働率 F
178	3,192,662	9,130,837	0.43	71,806	365	0.90

※「実車率」の数値は、小数点第3位で四捨五入して記載しているため、必ずしも計算結果は一致しないことがある。

(自動車交通部)

■ 公示第 3 1 号

「期間限定減車対象地域の指定及び基準車両数からの減休車率について」の一部改正について

「期間限定減車対象地域の指定及び基準車両数からの減休車率について」(平成 2 3 年 5 月 2 0 日付け公示第 1 3 号)を別紙のとおり一部改正する。

平成 2 9 年 8 月 2 2 日

北陸信越運輸局長 江角 直樹

新	旧														
公 示 公示第 1 3 号 期間限定減車対象地域の指定及び基準車両数からの減休車率について 「準特定地域における期間限定減車の取扱いについて」（平成 2 3 年 5 月 2 0 日付け公示第 1 2 号。以下「期間限定減車公示」という。）により、期間限定減車の対象地域及び基準車両数からの減休車率を下記のとおり定めたので公示する。 平成 2 3 年 5 月 2 0 日 北陸信越運輸局長 伊藤 松博 記 <table><tr><th>県別</th><th>対象地域</th><th>対象となる事業者の減休車率の要件（※ 1）</th></tr><tr><td>新潟県</td><td>長岡交通圏</td><td>減休車率 <u>7. 3</u> %を超える</td></tr></table> ※ 1）減休車率は、基準車両数に対する期間限定減車公示 4. （1）による	県別	対象地域	対象となる事業者の減休車率の要件（※ 1）	新潟県	長岡交通圏	減休車率 <u>7. 3</u> %を超える	公 示 公示第 1 3 号 期間限定減車対象地域の指定及び基準車両数からの減休車率について 「準特定地域における期間限定減車の取扱いについて」（平成 2 3 年 5 月 2 0 日付け公示第 1 2 号。以下「期間限定減車公示」という。）により、期間限定減車の対象地域及び基準車両数からの減休車率を下記のとおり定めたので公示する。 平成 2 3 年 5 月 2 0 日 北陸信越運輸局長 伊藤 松博 記 <table><tr><th>県別</th><th>対象地域</th><th>対象となる事業者の減休車率の要件（※ 1）</th></tr><tr><td rowspan="2">新潟県</td><td>長岡交通圏</td><td>減休車率 1. 4 %を超える</td></tr><tr><td><u>新発田市 A</u></td><td><u>減休車率 1 9. 4 %を超える</u></td></tr></table> ※ 1）減休車率は、基準車両数に対する期間限定減車公示 4. （1）による	県別	対象地域	対象となる事業者の減休車率の要件（※ 1）	新潟県	長岡交通圏	減休車率 1. 4 %を超える	<u>新発田市 A</u>	<u>減休車率 1 9. 4 %を超える</u>
県別	対象地域	対象となる事業者の減休車率の要件（※ 1）													
新潟県	長岡交通圏	減休車率 <u>7. 3</u> %を超える													
県別	対象地域	対象となる事業者の減休車率の要件（※ 1）													
新潟県	長岡交通圏	減休車率 1. 4 %を超える													
	<u>新発田市 A</u>	<u>減休車率 1 9. 4 %を超える</u>													

事業計画（事業用自動車の数）変更の事前変更届出書を提出する前に ける保有車両数の割合を1から減じた値を示す。 附 則 この公示は、平成23年5月20日から施行する。 （略） 附 則（平成29年7月11日付け公示第21号で一部改正） この公示は、平成29年7月11日から適用する。 なお、改正日現在において期間限定減車を実施している車両については、期間 限定減車公示2.に記載されている期間（平成30年7月31日）までは認める こととする。 <u>附 則（平成29年8月22日付け公示第31号で一部改正）</u> <u>この公示は、平成29年8月22日から適用する。</u> <u>なお、改正日現在において期間限定減車を実施している車両については、期間</u> <u>限定減車公示2.に記載されている期間（平成30年7月31日）までは認める</u> <u>こととする。</u>	事業計画（事業用自動車の数）変更の事前変更届出書を提出する前に ける保有車両数の割合を1から減じた値を示す。 附 則 この公示は、平成23年5月20日から施行する。 （略） 附 則（平成29年7月11日付け公示第21号で一部改正） この公示は、平成29年7月11日から適用する。 なお、改正日現在において期間限定減車を実施している車両については、期間 限定減車公示2.に記載されている期間（平成30年7月31日）までは認める こととする。
---	--

■公示第 3 2 号

道路運送法施行規則第 5 5 条の規定により次のとおり公示する。

本件について意見聴取の申請をしようとするときは、公示の日から 1 0 日以内に下記に掲げる事項を記載した文書を当該申請事案を管轄する運輸支局長を經由し運輸局長あて提出されたい。

なお、郵送による申請の場合にあっては、消印が公示の日から 1 0 日以内のものとする。

記

1. 申請者の氏名又は名称（住所並びに代表者の氏名省略）
2. 事案の件名及びその番号
3. 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

平成 2 9 年 8 月 2 2 日

北陸信越運輸局長 江角 直樹

(事案の件名) 一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金変更認可申請

事 案 番 号	申請者の氏名又は名称 (法人番号)	運賃ブロック	事 案 の 概 要		
			運賃及び料金の 種類	現 行	申 請
29旅第 2 号	石川交通株式会社 (2220001000917)	金沢交通圏 南加賀交通圏 石川地区	プリペイド カード割引	設定なし	・ 10, 000 円の販売で 10, 500 円分の プリペイドカードを配布 ・ 5, 000 円の販売で 5, 250 円分の プリペイドカードを配布

■ 公示第 3 3 号

旅客自動車運送事業者が旅客自動車運送事業の用に供する事業用自動車を用いて貨物自動車運送事業を行う場合及び貨物自動車運送事業者が貨物自動車運送事業の用に供する事業用自動車を用いて旅客自動車運送事業を行う場合における許可の取扱い及び運行管理者の選任について

貨物自動車運送事業の許可については、「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請等事案の処理方針について」(平成15年2月28日付け公示第110号)(以下「処理方針」という。)に、一般旅客自動車運送事業については、その種別に応じて、「一般乗合旅客自動車運送事業の申請に対する審査基準について」(平成14年7月1日付け公示第3号)、「一般貸切旅客自動車運送事業の申請に対する審査基準について」(平成14年7月1日付け公示第11号)又は「一般乗用旅客自動車運送事業(1人1車制個人タクシーを除く。)の許可申請に対する審査基準について」(平成14年7月1日付け公示第12号)、特定旅客自動車運送事業については「道路運送法上の申請に対する処分基準及び標準処理期間について」(平成14年7月1日付け北信交旅第1号)(これらの4つの公示及び通達について、以下「審査基準」という。)に、貨物自動車運送事業の運行管理者の選任については「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」(平成15年3月10日付け国自総第510号、国自貨第118号、国自整第211号)(以下「貨物の解釈運用通達」という。)に、旅客自動車運送事業の運行管理者の選任については、「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」(平成14年1月30日付け国自総第446号、国自旅第161号、国自整第149号)(以下「旅客の解釈運用通達」という。)に基づき、それぞれ取扱っているところであるが、今般、自動車運送業の担い手を確保するとともに、過疎地域等における人流・物流サービスの持続可能性を確保することを目的として、旅客自動車運送事業者が旅客自動車運送事業の用に供する事業用自動車を用いて貨物自動車運送事業を行う場合及び貨物自動車運送事業者が貨物自動車運送事業の用に供する事業用自動車を用いて旅客自動車運送事業を行う場合における許可の取扱い及び運行管理者の選任について、下記のとおり定めたので公示する。

平成 2 9 年 8 月 2 3 日

北陸信越運輸局長 江角 直樹

記

1. 乗合事業者による一般貨物自動車運送事業の許可の取扱い及び運行管理者の選任

一般乗合旅客自動車運送事業者（以下「乗合事業者」という。）が一般乗合旅客自動車運送事業（以下「乗合事業」という。）の用に供する事業用自動車（以下「乗合車両」という。）を用いて一般貨物自動車運送事業を行う場合において、350キログラム以上の貨物を運送する場合における一般貨物自動車運送事業の許可の取扱い及び運行管理者の選任については、以下に定めるところにより行うものとし、以下に定めのない事項については処理方針及び貨物の解釈運用通達に基づき審査を行うこととする。

（１）許可の取扱い

①最低車両台数

一般貨物自動車運送事業の用に供する乗合車両を含めて、乗合事業の許可に係る最低車両台数を満たせば足りることとする。

②損害賠償能力

- （ｉ）自動車損害賠償責任保険又は自動車損害賠償責任共済については、自動車損害賠償責任保険基準料率（平成29年金融庁告示第6号）で定める車種の区分のうち、乗合自動車（営業用）に加入していれば足りることとする。
- （ii）一般自動車損害保険（任意保険）又は共済については、乗合事業者が管理する事業用自動車が100両以下である場合、乗合事業者として加入すべき旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するために講じておくべき措置の基準を定める告示（平成17年国土交通省告示第503号。以下「旅客自動車運送事業賠償基準告示」という。）で定める基準に適合する任意保険又は共済とは別に、原則として、被害者1名につき保険金の限度額が無制限であり、一般貨物自動車運送事業に適用される保険に加入していることを確認することとする。ただし、乗合事業者として被害者1名につき保険金の限度額が無制限である任意保険又は共済に加入している場合であって、当該任意保険又は共済が一般貨物自動車運送事業に適用されることが確認された場合は、この限りではない。

③許可に付す条件

（ｉ）運送を行う区域

貨物運送を行う区域は、路線を定めて行う乗合事業にあつては定められた路線のとおり、区域を定めて行う乗合事業にあつては貨物の発地又は着地が営業区域内とすること。ただし、旅客運送を行わず貨物運送のみを行う場合は、この限りではない。

（ii）積載できる貨物の重量

旅客が乗車する場所に積載できる貨物の重量は、原則として、乗車定員

数から乗車人数を控除した数に55を乗じた重量（単位キログラム）（以下「貨物の基本積載量」という。）以内とすること。ただし、バス等の車両の性質を失わない範囲で車両を改造して積載する場所を確保する場合には、減少させた乗車定員数に55を乗じた重量（単位キログラム）を貨物の基本積載量に加えた重量以内とし、旅客の手荷物を積載する場所に貨物を積載する場合には、乗車定員数に20を乗じた重量（単位キログラム）を貨物の基本積載量に加えた重量（旅客の手荷物の重量を除く。）以内とすること。

（iii）旅客運送との関係

以下の点に留意して旅客運送及び貨物運送を行うこと。

（ア）旅客が乗車するスペース及び当該旅客の手荷物を載せるスペースが確保されていること。

（イ）旅客及び貨物のそれぞれの運送スケジュールに支障がないこと。

（ウ）旅客及び貨物のそれぞれの運送に見合う適切な運賃となるように配慮すること。

（エ）旅客と貨物を同時に運送する場合は、貨物専用のスペースを設ける等、貨物の荷崩れ等による車内事故等の発生及び旅客による貨物の破損並びに貨物に係る個人情報流出の流出を防止する措置を講ずること。

（オ）旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）第52条各号に掲げる物品（同条ただし書の規定によるものを除く。）を旅客と同時に運送しないこと。

（iv）貨物運送に用いることができる車両

貨物運送に用いることができる車両は、乗合事業の用に供する車両であって、処理方針に基づき届出のあったものに限ること。

（v）輸送の安全確保

貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）をはじめ、一般貨物自動車運送事業者が遵守すべき関係法令を遵守すること。

（vi）協議会等への参加

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年5月25日法律第59号）第6条に規定する協議会又は道路運送法施行規則（昭和26年8月18日運輸省令第75号）第9条の2に規定する地域公共交通会議に対する参加要請があった場合には、これに応じること。

（vii）乗合事業の廃止又は休止

乗合事業を廃止した場合は一般貨物自動車運送事業を廃止し、乗合事業を休止した場合は一般貨物自動車運送事業を廃止又は休止すること。

④許可の期限

許可の期限は当該許可の日から起算して2年を経過する日とする。

（2）運行管理者の選任

営業所ごとに、当該営業所が運行を管理する乗合車両数に応じて、道路運送法（昭和26年法律第183号）第23条に規定する運行管理者を選任しなければならない。加えて、一般貨物自動車運送事業の用に供する乗合車両の車両数に応じて、貨物自動車運送事業法第18条に規定する運行管理者を選任しなければならない。

なお、旅客自動車運送事業運輸規則第47条の9第1項の表第3欄に掲げる資格者証の種類のうち、旅客自動車運送事業運行管理者資格者証又は一般乗合旅客自動車運送事業運行管理者資格者証、及び貨物自動車運送事業法第19条第1項の資格者証を併せて有する者を選任する場合は、当該営業所において道路運送法第23条に規定する運行管理者と、貨物自動車運送事業法第18条に規定する運行管理者を兼務させることができる。

2. 貸切バス事業者による一般貨物自動車運送事業の許可の取扱い及び運行管理者の選任

一般貸切旅客自動車運送事業者（以下「貸切バス事業者」という。）が一般貸切旅客自動車運送事業（以下「貸切バス事業」という。）の用に供する事業用自動車（以下「貸切バス車両」という。）を用いて一般貨物自動車運送事業を行う場合における一般貨物自動車運送事業の許可の取扱い及び運行管理者の選任については、以下に定めるところにより行うものとし、以下に定めのない事項については処理方針及び貨物の解釈運用通達に基づき審査を行うこととする。

（1）許可の取扱い

①最低車両台数

一般貨物自動車運送事業の用に供する貸切バス車両を含めて、貸切バス事業の許可に係る最低車両台数を満たせば足りることとする。

②損害賠償能力

（i）自動車損害賠償責任保険又は自動車損害賠償責任共済については、自動車損害賠償責任保険基準料率で定める車種の区分のうち、乗合自動車（営業用）に加入していれば足りることとする。

（ii）一般自動車損害保険（任意保険）又は共済については、貸切バス事業者が管理する事業用自動車100両以下である場合、貸切バス事業者として加入すべき旅客自動車運送事業賠償基準告示で定める基準に適合する任意保険又は共済とは別に、原則として、被害者1名につき保険金の限度額が無制限であり、一般貨物自動車運送事業に適用される保険に加入していることを確認することとする。ただし、貸切バス事業者として被害者1名につき保険金の限度額が無制限である任意保険又は共済に加入している場合であって、当該任意保険又は共済が一般貨物自動車運送事業に適用されることが確認された場合は、この限りではない。

③許可に付す条件

(i) 運送を行う区域

貨物運送を行う区域は、発地又は着地が過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域又は同法第33条の規定により過疎地域とみなされた区域であつて、人口が3万人に満たないもの（以下「過疎地域」という。）とすること。ただし、貨物運送と同時に旅客運送を行う場合は、発地又は着地が貸切バス事業に係る営業区域内であり、かつ、過疎地域とすること。

(ii) 積載できる貨物の重量

1. (1) ③(ii)に同じ。

(iii) 旅客運送との関係

1. (1) ③(iii)に同じ。

(iv) 貨物運送に用いることができる車両

貨物運送に用いることができる車両は、貸切バス事業の用に供する車両であつて、処理方針に基づき届出のあったものに限ること。

(v) 輸送の安全確保

1. (1) ③(v)に同じ。

(vi) 貸切バス事業の廃止又は休止

貸切バス事業を廃止した場合は一般貨物自動車運送事業を廃止し、貸切バス事業を休止した場合は一般貨物自動車運送事業を廃止又は休止すること。

④許可の期限

1. (1) ④に同じ。

(2) 運行管理者の選任

営業所ごとに、当該営業所が運行を管理する貸切バス車両数に応じて、道路運送法第23条に規定する運行管理者を選任しなければならない。加えて、一般貨物自動車運送事業の用に供する貸切バス車両の車両数に応じて、貨物自動車運送事業法第18条に規定する運行管理者を選任しなければならない。

なお、旅客自動車運送事業運輸規則第47条の9第1項の表第3欄に掲げる資格者証の種類のうち旅客自動車運送事業運行管理者資格者証、及び貨物自動車運送事業法第19条第1項の資格者証を併せて有する者を選任する場合は、当該営業所において道路運送法第23条に規定する運行管理者と、貨物自動車運送事業法第18条に規定する運行管理者を兼務させることができる。平成28年国土交通省令第78号による改正前の旅客自動車運送事業運輸規則第47条の9第1項の表第3欄に掲げる一般貸切旅客自動車運送事業運行管理者資格者証、及び貨物自動車運送事業法第19条第1項の資格者証を併せて有する者を選任する場合も、同様とする。

3. タクシー事業者による一般貨物自動車運送事業の許可の取扱い及び運行管理者の選任

一般乗用旅客自動車運送事業者（以下「タクシー事業者」という。）が一般乗用旅客自動車運送事業（以下「タクシー事業」という。）の用に供する事業用自動車（福祉輸送事業の用に供する車両を除く。以下「タクシー車両」という。）を用いて一般貨物自動車運送事業を行う場合における一般貨物自動車運送事業の許可の取扱い及び運行管理者の選任については、以下に定めるところにより行うものとし、以下に定めのない事項については処理方針及び貨物の解釈運用通達に基づき審査を行うこととする。

なお、車載自動車による旅客及び貨物の運送については、「車載自動車による旅客及び貨物の運送の取扱いについて」（平成16年3月2日付け国自旅第211号、国自貨第142号）により取り扱うこととし、本通達の取扱いによらないこととする。（7. において同じ。）

（1）許可の取扱い

①最低車両台数

一般貨物自動車運送事業の用に供するタクシー車両を含めて、タクシー事業の許可に係る最低車両台数を満たせば足りることとする。

②損害賠償能力

- （i）自動車損害賠償責任保険又は自動車損害賠償責任共済については、自動車損害賠償責任保険基準料率で定める車種の区分のうち、営業用乗用自動車に加入していれば足りることとする。
- （ii）一般自動車損害保険（任意保険）又は共済については、タクシー事業者が管理する事業用自動車が100両以下である場合、タクシー事業者として加入すべき旅客自動車運送事業賠償基準告示で定める基準に適合する任意保険又は共済とは別に、原則として、被害者1名につき保険金の限度額が無制限であり、一般貨物自動車運送事業に適用される保険に加入していることを確認することとする。ただし、タクシー事業者として被害者1名につき保険金の限度額が無制限である任意保険又は共済に加入している場合であって、当該任意保険又は共済が一般貨物自動車運送事業に適用されることが確認された場合は、この限りではない。

③許可に付す条件

（i）運送を行う区域

貨物運送を行う区域は、発地又は着地が過疎地域とすること。ただし、貨物運送と同時に旅客運送を行う場合は、発地又は着地がタクシー事業に係る営業区域内であり、かつ、過疎地域とすること。

（ii）積載できる貨物の重量

1. (1) ③ (ii) に同じ。
- (iii) 旅客運送との関係
 1. (1) ③ (iii) に同じ。
- (iv) 貨物運送に用いることができる車両
貨物運送に用いることができる車両は、タクシー事業の用に供する車両であって、処理方針に基づき届出のあったものに限ること。
- (v) 輸送の安全確保
 1. (1) ③ (v) に同じ。
- (vi) 協議会等への参加
 1. (1) ③ (vi) に同じ。
- (vii) タクシー事業の廃止又は休止
タクシー事業を廃止した場合は一般貨物自動車運送事業を廃止し、タクシー事業を休止した場合は一般貨物自動車運送事業を廃止又は休止すること。
- (viii) 貨物運送中の表示
タクシー事業者が貨物運送により旅客の引受けができない場合は貨物運送を行っている旨の表示を行うこと。

④ 許可の期限

1. (1) ④ に同じ。

(2) 運行管理者の選任

営業所ごとに、当該営業所が運行を管理するタクシー車両数に応じて、道路運送法第23条に規定する運行管理者を選任しなければならない。加えて、一般貨物自動車運送事業の用に供するタクシー車両の車両数に応じて、貨物自動車運送事業法第18条に規定する運行管理者を選任しなければならない。

なお、旅客自動車運送事業運輸規則第47条の9第1項の表第3欄に掲げる資格者証の種類のうち、旅客自動車運送事業運行管理者資格者証又は一般乗用旅客自動車運送事業運行管理者資格者証、及び貨物自動車運送事業法第19条第1項の資格者証を併せて有する者を選任する場合は、当該営業所において道路運送法第23条に規定する運行管理者と、貨物自動車運送事業法第18条に規定する運行管理者を兼務させることができる。

4. 乗合事業者、貸切バス事業者若しくはタクシー事業者による特定貨物自動車運送事業の許可又は特定旅客自動車運送事業者による一般貨物自動車運送事業若しくは特定貨物自動車運送事業の許可の取扱い及び運行管理者の選任

乗合事業者、貸切バス事業者若しくはタクシー事業者がそれぞれの事業の用に供する事業用自動車を用いて特定貨物自動車運送事業を行う場合における特定貨物自動車運送事業の許可又は特定旅客自動車運送事業者がその事業の用に供する事業用自動車を用いて一般貨物自動車運送事業若しくは特定貨物自動車運送事業

を行う場合の許可の取扱い及び運行管理者の選任については、処理通達、貨物の解釈運用通達及び 1. から 3. までは準用することとする。

5. 一般貨物自動車運送事業者又は特定貨物自動車運送事業者による乗合事業の許可の取扱い及び運行管理者の選任

一般貨物自動車運送事業者又は特定貨物自動車運送事業者（以下「貨物事業者」という。）が一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業の用に供する事業用自動車（以下「貨物車両」という。）を用いて乗合事業を行う場合における乗合事業の許可の取扱い及び運行管理者の選任については、以下に定めるところにより行うものとし、以下に定めのない事項については審査基準及び旅客の解釈運用通達に基づき審査を行うこととする。

（１）許可の取扱い

① 許可の対象

乗合事業を行おうとする路線の一部又は営業区域の中に過疎地域が含まれていることとする。

② 最低車両台数

乗合事業の用に供する貨物車両を含めて、一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業（以下「貨物事業」という。）の許可に係る最低車両台数を満たせば足りることとする。

③ 損害賠償能力

（ i ） 自動車損害賠償責任保険又は自動車損害賠償責任共済については、貨物車両の大きさ等に応じて、自動車損害賠償責任保険基準料率で定める車種の区分のうち、普通貨物自動車（営業用）又は小型貨物自動車（営業用）に加入していれば足りるものとする。

（ ii ） 一般自動車損害保険（任意保険）又は共済については、旅客自動車運送事業賠償基準告示で定める基準に適合する任意保険又は共済に計画車両全てに加入する計画があること。

④ 許可に付す条件

（ i ） 運送を行う区域

旅客運送（貨物運送を同時に行う場合を含む。）を行う区域は、路線を定めて行う乗合事業にあつては路線の一部が過疎地域であること、区域を定めて行う乗合事業にあつては発地又は着地が営業区域内であり、かつ、過疎地域とすること。

（ ii ） 貨物運送との関係

1. （１）③（ iii ）に同じ。

（ iii ） 旅客運送に用いることができる車両

旅客運送に用いることができる車両は、貨物車両であって、審査基準に基づき届出のあったものに限ること。

(iv) 輸送の安全確保

道路運送法をはじめ、乗合事業者が遵守すべき関係法令を遵守すること。
特に、乗車のために設備された場所以外の場所に旅客を乗車させない、
事故等の際に旅客の保護に万全を期す等の安全確保措置を講ずること。

(v) 協議会等への参加

1. (1) ③ (vi) に同じ。

(vi) 貨物事業の廃止又は休止

貨物事業を廃止した場合は乗合事業を廃止し、貨物事業を休止した場合は乗合事業を廃止又は休止すること。

⑤ 許可の期限

1. (1) ④ に同じ。

(2) 運行管理者の選任

営業所ごとに、当該営業所が運行を管理する貨物車両数に応じて、貨物自動車運送事業法第18条に規定する運行管理者を選任しなければならない。加えて、乗合事業の用に供する貨物車両の車両数に応じて、道路運送法第23条に規定する運行管理者を選任しなければならない。

なお、貨物自動車運送事業法第19条第1項の資格者証及び旅客自動車運送事業運輸規則第47条の9第1項の表第3欄に掲げる資格者証の種類のうち、旅客自動車運送事業運行管理者資格者証又は一般乗合旅客自動車運送事業運行管理者資格者証を併せて有する者を選任する場合は、当該営業所において貨物自動車運送事業法第18条に規定する運行管理者と、道路運送法第23条に規定する運行管理者を兼務させることができる。

6. 貨物事業者による貸切バス事業の許可の取扱い及び運行管理者の選任

貨物事業者が貨物車両を用いて貸切バス事業を行う場合における貸切バス事業の許可の取扱い及び運行管理者の選任については、以下に定めるところにより行うものとし、以下に定めのない事項については審査基準及び旅客の解釈運用通達に基づき審査を行うこととする。

(1) 許可の取扱い

① 許可の対象

貸切バス事業を行おうとする営業区域の中に過疎地域が含まれていることとする。

② 最低車両台数

貸切バス事業の用に供する貨物車両を含めて、貨物事業の許可に係る最低車

両台数を満たせば足りることとする。

③損害賠償能力

5. (1) ③に同じ。

④許可に付す条件

(i) 運送を行う区域

旅客運送（貨物運送を同時に行う場合を含む。）を行う区域は、発地又は着地が貸切バス事業に係る営業区域内であり、かつ、過疎地域とすること。

(ii) 貨物運送との関係

1. (1) ③ (iii) に同じ。

(iii) 旅客運送に用いることができる車両

5. (1) ④ (iii) に同じ。

(iv) 輸送の安全確保

道路運送法をはじめ、貸切バス事業者が遵守すべき関係法令を遵守すること。特に、乗車のために設備された場所以外の場所に旅客を乗車させない、事故等の際に旅客の保護に万全を期す等の安全確保措置を講ずること。

(v) 貨物事業の廃止又は休止

貨物事業を廃止した場合は貸切バス事業を廃止し、貨物事業を休止した場合は貸切バス事業を廃止又は休止すること。

(2) 運行管理者の選任

営業所ごとに、当該営業所が運行を管理する貨物車両数に応じて、貨物自動車運送事業法第18条に規定する運行管理者を選任しなければならない。加えて、貸切バス事業の用に供する貨物車両の車両数に応じて、道路運送法第23条に規定する運行管理者を選任しなければならない。

なお、貨物自動車運送事業法第19条第1項の資格者証及び旅客自動車運送事業運輸規則第47条の9第1項の表第3欄に掲げる資格者証の種類のうち、旅客自動車運送事業運行管理者資格者証又は一般貸切旅客自動車運送事業運行管理者資格者証を併せて有する者を選任する場合は、当該営業所において貨物自動車運送事業法第18条に規定する運行管理者と、道路運送法第23条に規定する運行管理者を兼務させることができる。

7. 貨物事業者によるタクシー事業の許可の取扱い及び運行管理者の選任

貨物事業者が貨物車両を用いてタクシー事業を行う場合におけるタクシー事業の許可の取扱い及び運行管理者の選任については、以下に定めるところにより行うものとし、以下に定めのない事項については審査基準及び旅客の解釈運用通達に基づき審査を行うこととする。

(1) 許可の取扱い

① 許可の対象

タクシー事業を行おうとする営業区域の中に過疎地域が含まれていることとする。

② 最低車両台数

タクシー事業の用に供する貨物車両を含めて、貨物事業の許可に係る最低車両台数を満たせば足りることとする。

③ 損害賠償能力

5. (1) ③に同じ。

④ 車種区分

原則として、乗車定員に応じて特定大型車又は普通車のいずれかに区分することとする。

⑤ 許可に付す条件

(i) 運送を行う区域

旅客運送（貨物運送を同時に行う場合を含む。）を行う区域は、発地又は着地がタクシー事業に係る営業区域内であり、かつ、過疎地域とすること。

(ii) 貨物運送との関係

1. (1) ③ (iii) に同じ。

(iii) 旅客運送に用いることができる車両

5. (1) ④ (iii) に同じ。

(iv) 輸送の安全確保

道路運送法をはじめ、タクシー事業者が遵守すべき関係法令を遵守すること。特に、乗車のために設備された場所以外の場所に旅客を乗車させない、事故等の際に旅客の保護に万全を期す等の安全確保措置を講ずること。

(v) 協議会等への参加

1. (1) ③ (vi) に同じ。

(vi) 貨物事業の廃止又は休止

貨物事業を廃止した場合はタクシー事業を廃止し、貨物事業を休止した場合はタクシー事業を廃止又は休止すること。

(vii) 運送の申込み

営業所に対して運送の申込みがあった運送の引受けに限ること。

⑥ 許可の期限

1. (1) ④に同じ。

(2) 運行管理者の選任

営業所ごとに、当該営業所が運行を管理する貨物車両数に応じて、貨物自動車運送事業法第18条に規定する運行管理者を選任しなければならない。加えて、タクシー事業の用に供する貨物車両の車両数に応じて、道路運送法第23条に規定する運行管理者を選任しなければならない。

なお、貨物自動車運送事業法第19条第1項の資格者証及び旅客自動車運送事業運輸規則第47条の9第1項の表第3欄に掲げる資格者証の種類のうち、旅客自動車運送事業運行管理者資格者証又は一般乗用旅客自動車運送事業運行管理者資格者証を併せて有する者を選任する場合は、当該営業所において貨物自動車運送事業法第18条に規定する運行管理者と、道路運送法第23条に規定する運行管理者を兼務させることができる。

8. 貨物事業者による特定旅客自動車運送事業の許可の取扱い及び運行管理者の選任

貨物事業者が貨物車両を用いて特定旅客自動車運送事業を行う場合における特定旅客自動車運送事業の許可の取扱い及び運行管理者の選任については、審査基準及び旅客の解釈運用通達及び5. から7. までを準用することとする。

附 則

この公示は、平成29年9月1日以降に受理する申請から適用する。

○ 許 認 可 等

■自動車分解整備事業の認証（自動車技術安全部）

認証番号	石認証第404号
認証年月日	平成29年8月23日
事業者名	松崎 広史
事業場の名称	マツザキ・ジドウシャ
事業場の所在地	石川県小松市矢崎町乙31番地1
自動車分解整備事業の種類	普通自動車分解整備事業、小型自動車分解整備事業
対象とする自動車の種類	普通自動車（乗用）、小型四輪自動車、小型三輪自動車、小型二輪自動車、軽自動車
対象とする装置の種類	動力伝達、走行、操縦、制動、緩衝
業務範囲の限定	なし

認証番号	石認証第405号
認証年月日	平成29年8月23日
事業者名	株式会社グローバルモータース（法人番号 5220001002530）
事業場の名称	ジャガー・ランドローバー金沢
事業場の所在地	石川県金沢市大河端西1丁目45番
自動車分解整備事業の種類	普通自動車分解整備事業、小型自動車分解整備事業
対象とする自動車の種類	普通自動車（小型）、普通自動車（乗用）、小型四輪自動車、小型三輪自動車、小型二輪自動車、軽自動車
対象とする装置の種類	原動機、動力伝達、走行、操縦、制動、緩衝、連結
業務範囲の限定	なし

■指定自動車整備事業の指定（自動車技術安全部）

指定番号	北信指第20268号
指定年月日	平成29年8月23日
事業者名	長野ダイハツ販売株式会社（法人番号 6100001013720）
事業場の名称	長野ダイハツ販売株式会社駒ヶ根インター店
事業場の所在地	長野県駒ヶ根市赤穂1319番地1
対象とする自動車の種類	普通自動車（小型）、普通自動車（乗用）、小型四輪自動車、小型二輪自動車、軽自動車
業務範囲の限定	軽油を燃料とする原動機を除く
指定の条件	なし

■旅客不定期航路事業の許可（海事部）

申請者 尾湾観光株式会社（法人番号 3220001020971）
代表取締役 酒井 志津代
石川県七尾市府中町員外13番地1
許可年月日 平成29年8月23日
航路名 和倉温泉航路

○ 広 報 資 料

（海事部）

第61回船員労働安全衛生月間
（平成29年9月1日～30日）

第61回船員労働安全衛生月間が9月1日から30日まで “元気に乗船、笑顔で下船、皆で取り組むゼロ災害” をスローガンに実施されます。

この月間活動は、船舶所有者及び船員の自主的な災害疾病防止活動を通じ、安全衛生に対する意識の高揚を図ることにより、船員災害を減少させることを目的に国土交通省、水産庁が主唱して実施するもので、本年度は特に、「海中転落」や「作業基準等不遵守」による死亡災害の防止、多発する「転倒」、「はさまれ」及び「まき込まれ」の防止、高年齢船員の増加に伴う死傷災害防止及び生活習慣病等の疾病防止を重点に各種対策に取り組みます。

また、期間中には「船員災害防止大会」、「カーフェリーにおける防火・退船操練」、「船員無料健康相談所の開設」など以下の行事が実施されます。

行 事 一 覧 表

北陸信越運輸局(本局)

実 施 事 項	概 要
広 報 活 動	テレビ、新聞等による広報
	月間活動の趣旨及び月間中に実施する行事等について、ホームページに掲載するとともに、テレビ、ラジオ、新聞等を通じて広報を行う。
	ポスター・標語ビラの配布及び掲示
	ポスター及び標語ビラを船舶所有者及び船舶に配布し、ポスターについては官公署、漁協、その他関係団体等の目につきやすい場所に掲示する。
安全衛生指導	垂幕、横幕、立看板等の掲揚、掲示
	月間の名称、期間等を入れた垂幕、横断幕、立看板等を官公署、海事関係者の事務所等に掲揚、掲示する。
	緑十字旗の掲揚等
	各船舶及び事業所に緑十字旗を掲揚する。
安全衛生指導	安全衛生状況自己診断票による点検
	管内の船舶に安全衛生状況自己診断票を配布するとともに、安全衛生に関する指導を行う。
	安全衛生に関する訪船指導
安全衛生指導	入港船を訪船し、安全衛生に関する指導を行う。安全については、海中転落の防止、漁ろう作業の際の作業用救命衣着用と航海当直の徹底を指導する。衛生については、生活習慣病及びメタボリックシンドローム予防のため、食生活の改善や適度な運動を指導する。
	船舶飲用水について管理指導
	訪船指導時に船舶の飲用水について管理指導を行う。
船員災害防止大会の開催	
船員災害防止協会北陸信越支部の主催により船員災害防止大会を開催し、安全衛生に関する講演及び保護員の展示等を行う。(9月13日(水))	
船員無料健康相談所の開設	
一般社団法人新潟県健康管理協会の協力を得て、月間中、船員無料健康相談所を開設する。	
防火・退船操練の実施	
新潟西港において、実施されるカーフェリーの防火・退船操練に運輸局が立ち会い指導する。(9月5日(火))	

富山運輸支局

実 施 事 項	概 要
広 報 活 動	テレビ、新聞等による広報
	月間活動の趣旨及び月間中に実施する行事等について、テレビ、ラジオ、新聞等を通じて広報を行う。
	ポスター・標語ビラの配布及び掲示
	ポスター及び標語ビラを船舶所有者及び船舶に配布し、ポスターについては官公署、漁協、その他関係団体等の目につきやすい場所に掲示する。
安全衛生指導	垂幕、横幕、立看板等の掲揚、掲示
	月間の名称、期間等を入れた横断幕、立看板を伏木合同庁舎に掲揚、掲示する。
	緑十字旗の掲揚等
	各船舶及び事業所に緑十字旗を掲揚する。
安全衛生指導	安全衛生状況自己診断票による点検
	管内の船舶に安全衛生状況自己診断票を配布するとともに、安全衛生に関する指導を行う。
	安全衛生に関する訪船指導
安全衛生指導	入港船を訪船し、安全衛生に関する指導を行う。安全については、海中転落の防止、漁ろう作業の際の作業用救命衣着用と航海当直の徹底を指導する。衛生については、生活習慣病及びメタボリックシンドローム予防のため、食生活の改善や適度な運動を指導する。
	船舶飲用水について管理指導
	訪船指導時に船舶の飲用水について管理指導を行う。

石川運輸支局

実 施 事 項	概 要
広 報 活 動	テレビ、新聞等による広報
	月間活動の趣旨及び月間中に実施する行事等について、テレビ、ラジオ、新聞等を通じて広報を行う。
	ポスター・標語ビラの配布及び掲示
	ポスター及び標語ビラを船舶所有者及び船舶に配布し、ポスターについては官公署、漁協、その他関係団体等の目につきやすい場所に掲示する。
安全衛生指導	垂幕、横幕、立看板等の掲揚、掲示
	月間の名称、期間等を入れた立看板を七尾合同庁舎に掲示する。
	緑十字旗の掲揚等
	各船舶及び事業所に緑十字旗を掲揚する。
安全衛生指導	安全衛生状況自己診断票による点検
	管内の船舶に安全衛生状況自己診断票を配布するとともに、安全衛生に関する指導を行う。
	安全衛生に関する訪船指導
安全衛生指導	入港船を訪船し、安全衛生に関する指導を行う。安全については、海中転落の防止、漁ろう作業の際の作業用救命衣着用と航海当直の徹底を指導する。衛生については、生活習慣病及びメタボリックシンドローム予防のため、食生活の改善や適度な運動を指導する。
	船舶飲用水について管理指導
	訪船指導時に船舶の飲用水について管理指導を行う。
船員無料健康相談所の開設	
医療法人社団生生会円山病院の協力を得て、月間中、船員無料健康相談所を開設する。	